

墨田区立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第 6 4 号

墨田区立公園条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区立公園条例施行規則（昭和40年墨田区規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表墨田区立八広公園の項中「バスケットボールコート」を「ボール遊び広場」に改め、同表に次のように加える。

墨田区立東墨田第一公園	ボール遊び広場		4月から9月まで 午前9時から午後7時まで 10月から翌年3月まで 午前9時から午後6時まで
-------------	---------	--	---

第2条の2第1項中「午前7時30分から午後6時30分まで」を「午前5時30分から午後10時30分まで」に改め、同条第2項を削る。

第6条第2項の表中「90円」を「70円」に改める。

第7条第1項中「を提出して、区長の」を「の提出又は墨田区公共施設利用システム（以下「システム」という。）への入力により、区長に申請をし、使用の」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第2項とし、同条第5項を削り、同条第6項を同条第3項とし、同条第7項を同条第4項とし、同条第8項中「区長が別に定める承認書（次項及び次条において「承認書」という。）を交付する」を「システムにより当該承認の旨を提示する」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第5項とする。

ただし、申請者から求めがあった場合又は申請者から同意を得られていない場合は、区長が別に定める使用承認書を交付しなければならない。

第7条第9項を削り、同条第10項中「第2項に規定する」を「第1項の規定にかかわらず、同項の」に改め、同項を同条第8項とし、同項の前に次の2項を加える。

6 システムへの入力により申請をする場合において、当該申請と併せてクレジットカードその他区長が別に定める電子納付の方法による決済（以下「キャッシュレス決済」という。）により使用料を納付しようとするときは、当該決済をもって、前項の使用の承認及び使用料の納付とみなす。

7 使用の承認を受けた者は、係員から承認を受けた者であることの確認の求めが

あった場合は、当該確認を行うことができる書類等の提示をしなければならない。

第7条第11項を同条第9項とし、同条第12項を同条第10項とする。

第7条の4を削る。

第7条の5第5項及び第6項を削り、同条第7項を同条第5項とし、同条を第7条の4とする。

第7条の6を第7条の5とする。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により使用時間等の変更をする場合において、変更後の使用料が既に納付した使用料を超えるときは、使用者はその差額を区長に納付しなければならない。

第11条に次の2項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、第7条第1項に規定する有料施設の使用の申請をシステムへの入力により行った者であって、キャッシュレス決済により使用料を納付したものが使用料の返還を受けようとする場合は、当該申請書の提出を要せず、システムへの入力により区長に申請するものとする。
- 4 前項の規定により申請を行う者に使用料を返還する場合にあっては、区長は、同項のキャッシュレス決済により使用料を返還する。ただし、やむを得ない事由により当該キャッシュレス決済により使用料の返還を行えない場合は、区長が別に定める方法により返還を行うことができる。

第13条第1項中「及び隅田公園自動車駐車場」を削り、同条第5項中「（隅田公園自動車駐車場に係る使用料を除く。）」を削り、「承認の申請」の次に「（第7条第1項に規定する申請書の提出に限る。）」を加える。

第13条の2の見出しを「（指定管理者が徴収する隅田公園自動車駐車場の利用料金の免除）」に改め、同条第1項中「第19条」を「第22条第2項」に、「使用料（別表第1に定める使用時間外における使用に係る使用料）」を「利用料金（第2条の2第1項の規定により定める利用時間外における利用に係る利用料金）」に改め、同条第1号から第5号までの規定中「使用」を「利用」に改め、同条第6号中「区長が特に必要があると認める」を「指定管理者が特に必要と認め、区長の承認を得た」に改

め、同条第2項中「使用料の」を「利用料金の」に、「使用に」を「利用に」に、
「隅田公園自動車駐車場使用料免除申請書（第9号様式）を区長」を「あらかじめ区
長の承認を得て指定管理者が別に定める隅田公園自動車駐車場利用料金免除申請書を
指定管理者」に、「区長は」を「指定管理者は」に改める。

第14条中「別表第7付記6」を「別表第7付記5」に改める。

第17条の見出しを「（指定管理者が徴収する隅田公園自動車駐車場の時間外利用
に対する処置）」に改め、同条第1項中「区長は、駐車場使用者が別表第1に定める
使用時間」を「指定管理者は、駐車場利用者が第2条の2第1項に定める利用時間」
に、「使用した」を「利用した」に、「当該駐車場使用者」を「当該駐車場利用者」
に、「使用に」を「利用に」に改め、同条第2項を削る。

第18条中「、第13条」を「及び第13条」に改め、「、第13条の2並びに第
17条」を削り、同条の表中

「

第13条第5項	使用料等（隅田公園自動車 駐車場に係る利用料金を除 く。）	特定占有許可等を受けた者 に係る利用料金
---------	-------------------------------------	-------------------------

」

を

「

第13条第5項	使用料等	特定占有許可等を受けた者 に係る利用料金
---------	------	-------------------------

」

に改め、

「

第13条の2の見出し	使用料	利用料金
第13条の2第1項各号列 記以外の部分	使用料	利用料金
	使用時間	利用時間
	使用に	利用に
第13条の2第1項第1号 から第5号まで	使用	利用
第13条の2第1項第6号	区長が特に必要があると認 める	指定管理者が特に必要と認 め、区長の承認を得た

第 1 3 条の 2 第 2 項	使用料の	利用料金の
	使用に	利用に
	隅田公園自動車駐車場使用 料免除申請書（第 9 号様式）	あらかじめ区長の承認を得 て指定管理者が別に定める 隅田公園自動車駐車場利用 料金免除申請書
	区長	指定管理者
第 1 7 条の見出し	使用	利用
第 1 7 条第 1 項	区長	指定管理者
	駐車場使用者	駐車場利用者
	使用時間	利用時間
	使用した	利用した
	使用に	利用に

」

を削る。

別表第 1 隅田公園自動車駐車場の項を削り、同表付記 2 を削り、同表付記 1 を同表付記とする。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2

土地の使用料

種 別		単 位	金 額
墨田区立両国公園		1 平方メートル、1 月	1, 0 8 1 円
墨田区立中和公園			9 0 7 円
墨田区立緑町 公園	亀沢二丁目 7 番先		1, 1 1 5 円
	亀沢二丁目 6 番先		9 4 9 円
	緑二丁目 2 3 番先		1, 0 0 7 円
墨田区立菊川公園			9 7 4 円
墨田区立業平公園			1, 0 8 2 円
墨田区立若宮公園			8 7 7 円
墨田区立錦糸堀公園			1, 3 2 0 円

墨田区立堅川第一公園	
墨田区立江東橋公園	
墨田区立中川公園	
墨田区立原公園	
墨田区立押上公園	
墨田区立新平井橋公園	
墨田区立錦糸公園	
墨田区立吾嬬西公園	
墨田区立旧安田庭園	
墨田区立あずま百樹園	
墨田区立銅像堀公園	
墨田区立吾妻橋公園	
墨田区立文花公園	
墨田区立隅田川緑道公園	横網一丁目地先
	吾妻橋一丁目地先
墨田区立東向島北公園	
墨田区立堤通公園	
墨田区立長寿庭園	
墨田区立ふじのき公園	
墨田区立ひいらぎ公園	
墨田区立隅田公園	
墨田区立京島西公園	
墨田区立文花宮前橋公園	
墨田区立立花公園	
墨田区立横川東公園	
墨田区立曳舟さくら公園	

1, 0 5 9円
1, 1 8 4円
5 5 0円
6 7 9円
8 4 0円
3 5 4円
1, 0 0 1円
6 4 6円
9 8 9円
6 1 0円
6 8 7円
9 8 7円
6 9 0円
1, 0 9 1円
1, 0 9 0円
6 4 1円
6 8 0円
6 2 4円
6 6 6円
5 9 2円
7 3 9円
6 9 1円
7 0 3円
6 7 1円
9 0 0円
6 6 0円

墨田区立千歳公園	
墨田区立平井橋第一公園	
墨田区立平井橋第二公園	
墨田区立東あずま公園	
墨田区立八広公園	
墨田区立緑と花の学習園	
墨田区立梅若公園	
墨田区立みわさと公園	
墨田区立東墨田第一公園	
墨田区立大横 川親水公園	吾妻橋三丁目 4 番先
	東駒形四丁目 1 5 番先
	東駒形四丁目 1 4 番先から 本所四丁目 3 0 番先まで
	本所四丁目 8 番先
	石原四丁目 2 8 番先
	石原四丁目 1 3 番先
	亀沢四丁目 1 8 番先
	亀沢四丁目 5 番先から緑四 丁目 2 3 番先 まで
	緑四丁目 2 2 番先
	緑四丁目 2 番 先
	江東橋一丁目 2 番先から江 東橋二丁目 1

1, 0 7 7 円
5 4 5 円
6 0 3 円
6 4 0 円
6 3 5 円
6 5 2 円
7 2 2 円
5 5 1 円
4 1 5 円
1, 2 7 2 円
1, 2 4 7 円
1, 0 2 5 円
9 5 9 円
9 6 8 円
1, 0 1 5 円
1, 1 5 7 円
1, 2 9 7 円
1, 1 7 0 円
1, 0 0 2 円
1, 0 0 9 円

	番先まで	
	江東橋四丁目 9番先から江 東橋四丁目2 番先まで	9 7 2円
墨田区立東墨田二丁目公園		3 8 8円
墨田区立東墨田公園		3 5 9円
墨田区立横川さんかく公園		9 2 7円
墨田区立白鬚公園		6 1 3円
墨田区立おしなり公園		2, 1 1 0円
墨田区立小梅児童遊園		1, 0 9 1円
墨田区立柳島児童遊園		1, 0 4 4円
墨田区立くるみ児童遊園		1, 0 0 7円
墨田区立両国橋児童遊園		1, 4 7 2円
墨田区立曳舟児童遊園		6 3 1円
墨田区立隅田児童遊園		5 4 5円
墨田区立宮元児童遊園		6 2 7円
墨田区立境児童遊園		6 0 0円
墨田区立あすなろ児童遊園		6 6 2円
墨田区立どんぐり児童遊園		7 5 5円
墨田区立けやき児童遊園		6 6 3円
墨田区立こまどり児童遊園		9 4 0円
墨田区立隅田第二児童遊園		5 5 8円
墨田区立墨田第三児童遊園		5 1 2円
墨田区立長浦児童遊園		6 0 0円
墨田区立立花六丁目児童遊園		5 3 0円
墨田区立中之郷児童遊園		7 3 7円
墨田区立白鬚児童遊園		6 2 6円

別表第3中「1, 856円」を「1, 933円」に、「1, 100円」を「1, 145円」に、「165円」を「171円」に、「412円」を「429円」に、「825円」を「859円」に、「137円」を「143円」に、「1, 375円」を「1, 432円」に、「550円」を「572円」に、「1, 038円」を「1, 245円」に、「687円」を「716円」に、「1, 184円」を「1, 420円」に、「10, 800円」を「11, 280円」に、「16, 875円」を「17, 625円」に、「1, 912円」を「1, 997円」に、「23円」を「24円」に、「34円」を「35円」に、「45円」を「47円」に改める。

別表第4隅田公園自動車駐車場の項を削り、同表付記7中「、隅田公園内魚釣り場及び隅田公園自動車駐車場」を「及び隅田公園内魚釣り場」に改める。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式及び第4号様式 削除

第9号様式を次のように改める。

第9号様式 削除

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第7条、第8条及び第11条の改正規定は、令和7年3月13日から適用し、第2条第2号の表に次のように加える改正規定は、同月24日から適用する。
- 2 この規則による改正後の第6条第2項、別表第2及び別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の使用又は占有に係る使用料又は占有料から適用する。